

令和5年第1回さくら市議会 定例会提案理由説明書

説明書目次

番号	項 目 名	ページ
1	令和 5 年度市政執行の基本方針等について	P 5
2	さくら市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	P 13
3	さくら市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について	P 13
4	さくら市の豊かな自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例の制定について	P 13
5	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	P 14
6	さくら市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	P 14
7	さくら市博物館条例の一部改正について	P 14
8	さくら市子ども・子育て会議条例の一部改正について	P 15
9	さくら市道路占用料徴収条例の一部改正について	P 15
10	さくら市公共物管理及び使用料条例の一部改正について	P 16
11	さくら市営住宅管理条例の一部改正について	P 16
12	さくら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	P 16
13	令和 4 年度さくら市一般会計補正予算(第 12 号)	P 17
14	令和 4 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 3 号)	P 18
15	令和 4 年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)	P 18
16	令和 4 年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	P 19
17	令和 5 年度さくら市一般会計予算	P 20
18	令和 5 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計予算	P 23

番号	項 目 名	ページ
19	令和5年度さくら市国民健康保険特別会計予算	P 24
20	令和5年度さくら市後期高齢者医療特別会計予算	P 25
21	令和5年度さくら市介護保険特別会計予算	P 25
22	令和5年度さくら市水道事業会計予算	P 26
23	令和5年度さくら市下水道事業会計予算	P 27
24	さくら市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	P 28
25	さくら市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	P 28
26	さくら市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	P 28
27	南和田辺地に係る総合整備計画の変更について	P 29
28	町又は字の区域変更について	P 29
29	市道路線の認定について	P 29
30	市道路線の廃止について	P 30
31	専決処分事項の報告について（熟田小学校長寿命化改良工事請負契約の変更）	P 30
32	議案説明資料 参照法令等	P 32
33	さくら市個人情報の保護に関する法律施行条例案新旧対照条文	P 35
34	さくら市情報公開・個人情報保護審査会条例案新旧対照条文	P 36
35	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 39
36	さくら市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 45
37	さくら市博物館条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 46

番号	項 目 名	ページ
38	さくら市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 47
39	さくら市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 48
40	さくら市公共物管理及び使用料条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 59
41	さくら市営住宅管理条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 63
42	さくら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 66
43	町又は字区域変更図	P 68
44	さくら市市道認定調書	P 70
45	さくら市市道廃止調書	P 72

令和5年第1回さくら市議会定例会の開会にあたりまして、諸議案の説明に先立ち、令和5年度の市政経営に関する所信を申し述べます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、2020年1月に国内で最初の感染者が確認されてから、3年が経過しました。この間、医療、保健、介護を支えていただいている多くの方々には、大変なご尽力を賜るとともに、市民の皆様や商店、事業所等の方々には、感染拡大防止のための徹底した取組をお願いしながら、ワクチン接種や感染対策を行ってまいりました。未だ終息の見通しが立たない状況ですが、経済活動との両立を図りながら「市民の健康」、「仕事と暮らし」、「子ども達の学び」を守ることを旨に、国、県、関係機関等と連携しつつ、感染症に強い地域社会の実現を目指して柔軟かつスピーディーに本市独自の対策・支援を加えるなど、引き続き怯むことなく取り組んでまいります。

さて、令和5年度の市政経営についてであります。

まず、市税収入におきましては、新型コロナの影響に加えて、特異な国際経済状況の中、輸入資源価格の高騰等に起因する食糧費や光熱費などの社会活動に必要な物資の度重なる値

上げなどにより市民生活のみならず、社会全体において困難な状況が継続していることから、引き続き非常に厳しい状況となることを覚悟致しております。困難な状況下での市政経営となりますが、市民サービスの低下を招くことのないよう、本市が目指す将来像、さくら市での「暮らしが楽しめる健康・里山・桜の小都市」の実現に向けて、質実主義のもと様々な手法を駆使して前向きに取り組んでまいります。令和5年度が飛躍、向上の年度となるよう、新たな挑戦となる施策の実行をはじめ、効果効率を意識しながら、積極的にあらゆる施策に取り組んでまいります。

それでは、令和5年度に取り組んでまいります重点事項をご説明申し上げます。

はじめに、「ポストコロナを見据えた強固な経済基盤づくり」への対応でございます。

深刻な影響下にある地域経済活動の回復に向けまして、中小・小規模事業者への支援等を迅速かつ弾力的に行うと共に中小企業の規模拡大を支援し、活力ある中堅・中小企業の創出を促します。企業誘致を推進します。また、農業用資材等の高騰等で厳しい経営状況にある農業者を支援すると共に農産物の売

上を向上させ、園芸作物の作付面積拡大や担い手による効率的な営農を支援するため、農地の集積・集約化を図ります。引き続き農・商・工の各分野において市内経済の活性化に注力してまいります。

健全な財政基盤確立には不断の努力が欠かせないため、これまで以上に財源の確保、事業の選択と集中に取り組んでまいります。その中で特に、「ふるさと納税の増収達成」につきましては、自主財源づくりの一環として、大幅な増収達成に向けて効果的かつ多様な方策を講じながら更に注力してまいります。

二つ目、「自然災害への備え」でございます。

気候変動により気象災害が激化・頻発化しており、防災力の強化は喫緊の課題です。

いのちと暮らしを守る、災害に強い小都市を目指して、さくら市国土強靱化地域計画に基づく、国、県と連携したハード事業と、「防災・避難対策等検証会議」の結果や「さくら市地域防災計画」を基にしたソフト事業について、高齢者や障がい者など多様な視点を踏まえながら、ハード・ソフト一体となった取組を推進します。

県には荒川堤防の強靱化を実施いただきながら、併せて市独自に河川監視の強化を図ることをはじめ、氏家市街地の雨水排水対策や土砂災害警戒区域における点検・調査を実行します。市民の防災意識、地域防災力の向上のために、自主防災組織の設立や防災教育を引き続き推進し、災害時に一人の市民も逃げ遅れることのない防災減災対策を推進してまいります。

三つ目は「スマートな小都市の実現に向けた取組」であります。

現在、全国各地でデジタル化の推進・実装が進捗しています。本市においても進取主義に基づいてかんたん窓口システムの導入や電子決裁システムの実施など、市役所におけるデジタル・シフトが開始されています。新年度以降は、市民生活を変革するあらゆる分野での改革に取り組みます。デジタル化の更なる推進には、利用者各々が必要なスキルを身に付け、向上させる必要があることから、急速なデジタル化に戸惑う、いわゆるデジタル弱者への支援を継続して行い、すべての市民がデジタルの恩恵を受けられるデジタル社会を目指して取り組んでまいります。

四つ目「ふるさとの魅力・ブランド力の向上」につきましては、新たな挑戦として意欲的に取組を開始してまいります。

まず、「氏家駅周辺の魅力向上」です。氏家駅東口から上町交差点にかけての都市計画道路整備を核とする、エリア全般に関わる整備事業の実施を目指します。これまで駅前にさくらテラス等を整備しましたが、今年度からは、更に駅東のエリアに全く新しい広い空間を創出すべく、未来予想図となる基本計画の策定に着手します。地域の皆様との意見交換を経て策定した基本構想を基にいよいよ取り組むものです。市民の皆様から更に広くご意見を賜りながらの基盤整備に、商工・観光・文化芸術など幅広い視点を取り入れて事業実施に向かってまいります。

次に「桜と花に彩られたまちづくり」として、勝山の見本園や荒川堤防、大改修が始まった早乙女桜並木、そしてお丸山など、桜植樹に向けた取り組みを継続します。

特にお丸山につきましては、これまでの検討内容や市民の皆様及び民間事業者からのご意見に「お丸山会議」での活性化案などを加えまして、スカイタワー周辺の再生整備計画をはじめ、新たな景観創出を目指すエリアも含め、「お丸山全山プロジェクト」として広く大きく新しく着手致します。

更に地域資源である温泉の磨き上げや「道の駅きつれがわ」のグレードアップに取り組み、さくら市のお土産品など地元産品の振興や「菜っ葉館」の魅力向上を図り、情報発信に努めます。

五つ目は「行政区重視の市政」であります。

蒲須坂駅前や上野地区をはじめ、市内全域におけるそれぞれの地域の課題解決に向けて、「行政区重視」を新たに宣言して取り組みます。住宅建設や道路整備、排水問題など、従来からの課題解決を目指して新たな計画の検討に入る他、優先的な予算確保に留意してまいります。

六つ目は「さくら市の子ども達のために」であります。

県内一子どもの割合が多いさくら市として、本市の子ども達のためになる施策に注力してまいります。ICT教育の推進としてGIGAスクール構想と連動したハード・ソフト・人材の強化促進に努めます。大きな投資となりますが、給食センターの整備により安心、安全な給食の提供の推進を図り、学校の体育館等には、近年の夏場の猛烈な暑さ対策や緊急時の避難所となり得る施設であることから空調設備の設置に着手します。

「待機児童ゼロ」の取組を進めながら、保育園の民営化手続きを進め、保育の質の向上と施策の拡大を図り、子育て世代包括支援センターと連携した子育て情報プラットフォームを確立するなど、子育て支援の強化や利便性向上に向けて取り組んでまいります。

七つ目は「セーフティネットの強化」であります。

現在、全国的に生活保護申請件数が増加しています。本市においても生活困窮者自立支援制度をはじめ、孤独・孤立対策に取り組んでまいります。

市民一人一人が住み慣れた地域で支え合いながら暮らせる地域共生社会づくりを進め、地域包括ケアシステムの構築や必要な支援につなげられる相談窓口の充実に取り組み、高齢化社会の加速化に対応するため民間事業者による高齢者施設等の充実を積極的に推進します。

八つ目は「グリーン社会の実現」であります。

地球規模でのカーボンニュートラルの実現、それに向けた脱炭素化の取組は現下最大の課題の一つであります。その実現に資する再生可能エネルギーの主力として太陽光発電の導入が全国的に拡大しております。本市におきましても、太陽光発電の

推進を図りながらも、景観保全や地域社会への配慮を両立するべく、「さくら市の豊かな自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例」を制定し、国や県のカーボンニュートラルへの取組と軌を一に取り組んでまいります。その上でバイオマス産業都市構想やグリーンイノベーションの実現など、地球温暖化防止や生物多様性保全に努めてまいります。

以上、令和5年度の主な取組について申し上げます。まずは新型コロナ対策のワクチン接種等に引き続き取り組みながら、只今申し述べました主な事項をはじめ様々な政策施策の実行を通じて、あらゆる世代の市民が、健康で「暮らしを楽しめる」まちづくりを推進していく決意でございます。

結びに、議員各位をはじめ、市民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げ、年頭の所信といたします。

引き続き、議案の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、条例11件、予算11件及びその他の議案等6件であります。

議案第 1 号は、さくら市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてであります。

本案は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、個人情報保護制度が全国で統一されることから、新制度に対応するために必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第 2 号は、さくら市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてであります。

本案は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、個人情報保護制度が全国で統一されることから、新制度に対応するために必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第 3 号は、さくら市の豊かな自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例の制定についてであります。

本案は、地域と共生して調和のとれた太陽光発電事業を促進するために必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第 4 号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について、個人番号を利用した情報連携等を行うことができるようにするため、所要の改正を行うものであります。

議案第 5 号は、さくら市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律により、家畜の伝染性疾患の名称の変更に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 6 号は、さくら市博物館条例の一部改正についてであります。

本案は、博物館法の一部改正に伴い、博物館資料に係る電磁的記録を作成・公開すること及び学芸員その他の博物館の事業

に従事する人材の養成・研修を行うことの規定を追加するなど、
所要の改正を行うものであります。

議案第 7 号は、さくら市子ども・子育て会議条例の一部改正
についてであります。

本案は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、引用する条項
の規定を改めるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 8 号は、さくら市道路占用料徴収条例の一部改正につ
いてであります。

本案は、道路占用料について、道路法施行令及び栃木県道路
占用料徴収条例に準拠し、額の改定、自動運行補助施設の項目
の追加及び防災施設の項目の追加を行うため、所要の改正を行
うものであります。

議案第 9 号は、さくら市公共物管理及び使用料条例の一部改正についてであります。

本案は、認定外道路・水路等の使用料について、さくら市道路占用料徴収条例と同額にするため、所要の改正を行うものであります。

議案第 10 号は、さくら市営住宅管理条例の一部改正についてであります。

本案は、国土交通省住宅局長通知により、DV被害者の公営住宅への優先入居及び目的外使用の取扱いが緩和されたことに伴い、DV被害を受けた単身世帯が市営住宅に申込みできる要件を追加するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 11 号は、さくら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、災害の職務に従事する消防団員の出勤報酬の額を増額するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 12 号は、令和 4 年度さくら市一般会計補正予算（第 12 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額から 9,529 万 5 千円を減額し、予算の総額を 214 億 1,782 万 3 千円とするものであります。

歳入の主なものでは、11 款地方交付税で、普通交付税 8,518 万 9 千円、15 款国庫支出金で、学校施設環境改善交付金 3 千万円を追加、19 款繰入金で、財政調整基金繰入金 4 億 3,500 万 3 千円、減債基金繰入金 1 億 8,520 万円を減額し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものでは、2 款総務費で、基金積立事業費 513 万円、7 款土木費で、区画整理事業特別会計繰出金 5,267 万 7 千円、9 款教育費で、小学校施設長寿命化改良事業費 8,900 万円を追加し、それぞれ計上いたしました。

第 2 表繰越明許費の補正は、子ども子育て支援推進事業ほか 12 件で、年度内の事業完了が見込めないことによるものであります。

第 3 表債務負担行為の補正は、さくら市南小学童保育センター指定管理業務委託を追加、さくら市喜連川児童センター指定管理業務委託の限度額を変更するものであります。

第 4 表地方債の補正は、喜連川小学校長寿命化改良事業債を追加、保育施設整備事業債ほか 6 件の限度額を変更するものであります。

議案第 13 号は、令和 4 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額から 1,161 万 9 千円を減額し、予算の総額を 2 億 7,738 万 1 千円とするものであります。

歳入の主なものでは、2 款財産収入で、保留地処分収入 5,287 万 5 千円を減額、3 款繰入金で、一般会計繰入金 5,267 万 7 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものでは、1 款土地区画整理事業費で、区画整理地内管理事業費 153 万 3 千円、上阿久津台地土地区画整理事業費 958 万 5 千円を減額し、それぞれ計上いたしました。

議案第 14 号は、令和 4 年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 1 億 6,735 万 1 千円を追加し、予算の総額を 42 億 2,089 万 4 千円とするものであります。

歳入の主なものでは、8 款繰入金で、財政調整基金繰入金 598 万円を減額、9 款繰越金で、前年度繰越金 1 億 7,236 万 2 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものでは、2 款保険給付費で、一般被保険者療養給付費 8,548 万 7 千円、一般被保険者高額療養費 1,357 万 1 千円、7 款基金積立金で、国民健康保険財政調整基金積立金 5,820 万 6 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

議案第 15 号は、令和 4 年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 859 万 9 千円を追加し、予算の総額を 5 億 2,196 万 7 千円とするものであります。

歳入では、4 款繰越金で、前年度繰越金 859 万 9 千円を追加し計上いたしました。

歳出では、4 款諸支出金で、他会計繰出金 859 万 9 千円を追加し計上いたしました。

議案第 16 号は、令和 5 年度さくら市一般会計予算であります。

先に申し上げました基本的な考え方のもとに編成いたしました令和 5 年度一般会計予算は、前年度当初予算額 195 億 5 千万円に対しまして、6.3%増の 207 億 9 千万円と決めました。

まず、第 1 表歳入各款の主な概要を御説明申し上げます。

1 款市税は、コロナ禍における社会情勢からの回復傾向を考慮し、市税全体として前年度比 2 億 1,828 万 1 千円増の 64 億 8,483 万 5 千円を計上いたしました。

2 款地方譲与税及び 3 款から 10 款までの各種交付金につきましては、過去の交付実績や地方財政計画に基づき、14 億 8,088 万 2 千円を計上いたしました。

11 款地方交付税につきましては、過去の交付実績や地方財政計画に基づき、対前年度比 4 億 5 千万円増の 30 億 8,050 万円を計上いたしました。

15 款国庫支出金は、27 億 5,369 万 9 千円で、主なものは、児童手当、子どものための教育・保育給付費など児童福祉費負担金、地方創生道整備交付金など土木費補助金であります。

16 款県支出金は、15 億 543 万 4 千円で、主なものは、子どものための教育・保育給付費など児童福祉費負担金、多面的機能

支払交付金など農業費補助金であります。

17 款財産収入は、1 億 860 万 9 千円で、主なものは、市有地売払収入であります。

18 款寄附金につきましては、増収達成に向けてあらゆる方策を講じてまいりますので、対前年度比 1 億 4 千万円増の 3 億 7 千円を計上いたしました。

19 款繰入金は、12 億 7,368 万 9 千円で、主なものは、財政調整基金繰入金、減債基金繰入金などであります。

20 款繰越金では、4 億円を、21 款諸収入では、16 億 4,021 万円を計上いたしました。

22 款市債は、14 億 4,180 万円で、主なものは、臨時財政対策債、市道整備事業債などあります。

次に歳出で、1 款議会費では、議会の運営及び活動に関する経費として、1 億 8,720 万 3 千円を計上いたしました。

2 款総務費は、22 億 905 万 9 千円で、その主なものは、財産管理費、企画費、情報処理費、市税の賦課徴収費などあります。

3 款民生費は、69 億 1,563 万 4 千円で、その主なものは、介護給付・訓練等給付事業費、後期高齢者医療費、国民健康保険

特別会計や介護保険特別会計への繰出金、施設型給付・地域型給付等事業費、児童手当支給事業費、生活保護者扶助事業費などであります。

4 款衛生費は、12 億 8,672 万 7 千円で、その主なものは、定期予防接種事業費、各種がん検診事業費、清掃費各種負担金、ごみ収集事業費などあります。

5 款農林水産業費は、6 億 6,511 万 5 千円で、その主なものは、農道等整備補修事業費、多面的機能支払交付金事業費、総合交流ターミナル施設維持管理事業費などあります。

6 款商工費は、18 億 6,928 万 2 千円で、その主なものは、中小企業振興資金融資事業費、新型コロナウイルス感染症対策特別資金利子補給金事業費、温泉施設維持管理事業費などあります。

7 款土木費は、25 億 7,866 万 3 千円で、その主なものは、道路維持補修事業費、道路改良事業費、桜の郷づくり事業費、公園施設長寿命化対策事業費、下水道事業会計負担金、上阿久津台地土地区画整理事業特別会計への繰出金などあります。

8 款消防費は、11 億 6,888 万 5 千円で、その主なものは、消防団運営事業費、防災行政無線管理事業費、塩谷広域行政組合

消防費負担金などであります。

9 款教育費は、21 億 5,243 万 2 千円で、その主なものは、幼稚園事業費、非常勤講師活用事業費、学校 ICT 管理事業費、学校給食管理事業費などあります。

10 款災害復旧費では、300 万円を、11 款公債費では、17 億 3,400 万円を、12 款予備費では、2 千万円をそれぞれ計上いたしました。

次に、第 2 表債務負担行為は、広島平和記念式典中学生派遣事業ほか 2 件の債務の期間、限度額を定めるものであります。

第 3 表地方債は、臨時財政対策債ほか 18 件の事業などに要する起債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

以上が、令和 5 年度さくら市一般会計予算の概要であります。

議案第 17 号は、令和 5 年度氏家都市計画事業上阿久津台土地土地区画整理事業特別会計予算であります。

令和 5 年度予算の総額は、3 億 5,260 万円と決めました。

歳入の主なものは、2 款財産収入で、1,977 万円、3 款繰入金

で、一般会計からの繰入金 3 億 1,780 万 6 千円を、歳出の主なものは、1 款土地区画整理事業費で、1 億 7,953 万 6 千円をそれぞれ計上いたしました。

次に、第 2 表債務負担行為は、区画整理登記業務の債務の期間、限度額を定めるものであります。

議案第 18 号は、令和 5 年度さくら市国民健康保険特別会計予算であります。

令和 5 年度予算の総額は、40 億 2,297 万 8 千円と決めました。

歳入の主なものは、1 款国民健康保険税で、7 億 6,624 万 2 千円、5 款県支出金で、29 億 7,487 万円、8 款繰入金で、2 億 5,703 万円を、歳出の主なものは、2 款保険給付費で、28 億 8,099 万 8 千円、3 款国民健康保険事業費納付金で、10 億 2,940 万 1 千円をそれぞれ計上いたしました。

次に、第 2 表債務負担行為は、特定健康診査等業務委託の債務の期間、限度額を定めるものであります。

議案第 19 号は、令和 5 年度さくら市後期高齢者医療特別会計
予算であります。

令和 5 年度予算の総額は、5 億 503 万 1 千円と決めました。

歳入の主なものは、1 款後期高齢者医療保険料で、3 億 8,169
万 8 千円、3 款繰入金で、一般会計からの繰入金 1 億 1,071 万 7
千円を、歳出の主なものは、2 款後期高齢者医療広域連合納付
金で、4 億 8,549 万 6 千円をそれぞれ計上いたしました。

次に、第 2 表債務負担行為は、健康診査等業務委託の債務の
期間、限度額を定めるものであります。

議案第 20 号は、令和 5 年度さくら市介護保険特別会計予算で
あります。

令和 5 年度予算の総額は、36 億 8,841 万 8 千円と決めました。

歳入の主なものは、1 款保険料で、7 億 8,363 万 2 千円、3 款
国庫支出金で、8 億 4,864 万 1 千円、4 款支払基金交付金で、9
億 5,185 万円、8 款繰入金で、一般会計からの繰入金など 5 億
9,084 万 3 千円を、歳出の主なものは、2 款保険給付費で、34
億 3,876 万円をそれぞれ計上いたしました。

以上が、令和 5 年度の各特別会計予算の概要であります。

議案第 21 号は、令和 5 年度さくら市水道事業会計予算であります。

公営企業の効率的運営及び経済性の発揮と、公共の福祉の増進を考慮して、予算第 2 条に定める業務を執行するため、予算第 3 条に定める収益的収入及び支出について、収入第 1 款水道事業収益予定額を 8 億 9,867 万 9 千円、支出第 1 款水道事業費用予定額を 8 億 7,320 万 6 千円と決めました。

また、予算第 4 条に定める資本的収入及び支出について、収入第 1 款資本的収入予定額を 3 億 8,319 万 2 千円、支出第 1 款資本的支出予定額を 9 億 514 万 4 千円と決めました。

予算第 5 条債務負担行為は、上下水道料金徴収等業務委託の債務の期間、限度額を定めるものであります。

予算第 6 条企業債は、上水道拡張事業工事費、上水道改良事業工事費及び給食センター水道施設整備事業費に要する起債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

以上が、令和 5 年度さくら市水道事業会計予算の概要であります。

議案第 22 号は、令和 5 年度さくら市下水道事業会計予算であります。

公営企業の効率的運営及び経済性の発揮と、公共の福祉の増進を考慮して、予算第 2 条に定める業務を執行するため、予算第 3 条に定める収益的収入及び支出について、収入第 1 款下水道事業収益予定額を 9 億 6,238 万 2 千円、支出第 1 款下水道事業費用予定額を 9 億 5,814 万 4 千円と決めました。

また、予算第 4 条に定める資本的収入及び支出について、収入第 1 款資本的収入予定額を 7 億 3,294 万 4 千円、支出第 1 款資本的支出予定額を 10 億 794 万 3 千円と決めました。

予算第 5 条企業債は、管路建設改良費及び処理場建設改良費に要する起債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

以上が、令和 5 年度さくら市下水道事業会計予算の概要であります。

議案第 23 号から議案第 25 号は、さくら市固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてであります。

議案第 23 号は、現委員の佐々木啓祐ささき けいすけ氏の任期が、令和 5 年 5 月 23 日をもって任期満了となるため、同氏を再任することについて、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第 24 号は、現委員の津浦孝夫つうらたか お氏の任期が、令和 5 年 5 月 23 日をもって任期満了となるため、同氏を再任することについて、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第 25 号は、現委員の川崎保成かわさき やすなり氏の任期が、令和 5 年 5 月 23 日をもって任期満了となるため、同氏を再任することについて、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第 26 号は、^{みなみわ だ へん ち}南和田辺地に係る総合整備計画の変更についてであります。

本案は、市道・農道・橋梁整備に係る財源の一部に充当させる辺地債の起債に必要な総合整備計画を変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項及び第 8 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 27 号は、町又は字の区域変更についてであります。

本案は、平成 10 年 4 月 1 日付け栃木県指令都計第 1 号で認可のあったさくら都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業施行の結果、区画整理事業実施後の現況に符合しない町又は字の区域が生じたため、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 28 号は、市道路線の認定についてであります。

本案は、開発行為によって設置された開発道路を、また、国

土交通省によって設置された道路の移管に伴い、市道に認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 29 号は、市道路線の廃止についてであります。

本案は、主要地方道大田原氏家線と重複している市道 U1-14 号及び供用見込みのない市道 U1-18 号の市道認定を廃止するため、道路法第 10 条第 1 項及び第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

報告第 1 号は、専決処分事項の報告についてであります。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により市長において専決処分することができるものとして、議会の議決により指定を受けた「議会の議決を経て締結した工事請負契約の契約金額 5 パーセント以内の変更契約」について専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

（議決事件）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 予算を定めること。

(3)～(15) 略

2 略

（議会の委任による専決処分）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

（市町村内の町又は字の区域）

第 260 条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2・3 略

◎ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）（抄）

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第 423 条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 略

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4・5 略

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7～9 略

◎ **辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）（抄）**

（総合整備計画の策定等）

第 3 条 この法律によって公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

2～7 略

8 前各項の規定は、第 5 項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

◎ **道路法（昭和 27 年法律第 180 号）（抄）**

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 略

（路線の廃止又は変更）

第 10 条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

□ **地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく市長の専決処分事項（平成 25 年 9 月 9 日議決）**

議会の権限に属する事項中地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分することができるものとして、議会の議決により指定を受けた事項

番号	指定事項	議会名	議案番号	議決年月日
----	------	-----	------	-------

1	<u>議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、契約金額の5パーセント以内に相当する金額(2,000万円以下のものに限る。)</u> <u>に係る契約の変更に</u> <u>関すること。</u>	平成 25 年第 3 回 さくら市議会定例会	議員案第 2 号	平成 25 年 9 月 9 日
---	--	---------------------------	----------	--------------------

さくら市個人情報の保護に関する法律施行条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市情報公開条例（平成17年さくら市条例第9号）（附則第3項関係）

(1/1)

改 正 案	現 行
<p>(費用負担)</p> <p>第12条 この条例の規定に基づく情報の公開に係る手数料は、無料とする。</p> <p>2 送料費用その他写しの交付の際に必要な費用は、別表に定めるところにより、請求者の負担とする。</p> <p>3 <u>前項に規定する費用は、前納とする。ただし、実施機関がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>(費用負担)</p> <p>第12条 この条例の規定に基づく情報の公開に係る手数料は、無料とする。</p> <p>2 送料費用その他写しの交付の際に必要な費用は、別表に定めるところにより、請求者の負担とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 略</p> <p>第3章 救済手続及び救済機関（第13条・第14条 _____）</p> <p>第4章 略</p> <p>附則</p> <p> (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、<u>地方公営企業の管理者（当該管理者の権限を行う市長を含む。）及び議会をいう。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 略</p> <p>第3章 救済手続及び救済機関（第13条—第14条 の7）</p> <p>第4章 略</p> <p>附則</p> <p> (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び _____ 議会をいう。</p> <p> <u>（情報公開・個人情報保護審査会の設置等）</u></p> <p>第14条 審査請求その他情報公開制度の運営に関する重要事項について審議するため、さくら市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>2 審査会は、市長が委嘱する5人以内の委員をもって組織する。</p> <p>3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任されることを妨げない。</p> <p>4 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p><u>（審査会の調査権限）</u></p> <p>第14条の2 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、情報等の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された情報等の開示を求められない。</p> <p>2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めが</p>

改 正 案	現 行
	<p><u>あったときは、これを拒んではならない。</u></p> <p>3 <u>審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、情報等を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</u></p> <p>4 <u>第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件について、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。</u> <u>（意見の陳述）</u></p> <p><u>第14条の3 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項本文の規定による意見の陳述（次項において「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人等を招集してさせるものとする。</u></p> <p>3 <u>口頭意見陳述に際し、審査請求人及び参加人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、諮問庁に対して、質問を発することができる。</u> <u>（意見書等の提出）</u></p> <p><u>第14条の4 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</u> <u>（提出資料の写しの送付）</u></p> <p><u>第14条の5 審査会は、第14条の2第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は写しを当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。</u></p>

さくら市情報公開・個人情報保護審査会条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市情報公開条例 (平成 17 年さくら市条例第 9 号) (附則第 2 項関係) (3/3)

改 正 案	現 行
<p>_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ (委任) 第 14 条 略</p>	<p>2 <u>審査会は、前項の規定による送付をするときは、当該送付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</u> <u>(調査審議手続の非公開)</u> 第 14 条の 6 <u>審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。</u> (委任) 第 14 条の 7 略</p>

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例 (平成27年さくら市条例第36号) (1/6)

改 正 案			現 行		
別表 (第4条関係)			別表 (第4条関係)		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 市長	さくら市 重度心身 障害者医 療費助成 に関する 条例 (平 成17年さ くら市条 例第120 号) によ る医療費 の助成に 関する事 務であつ て規則で 定めるも の	<u>地方税法 (昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報 (以下「地方税関係情報」という。) であつて規則で定めるもの</u>	1 市長	さくら市 重度心身 障害者医 療費助成 に関する 条例 (平 成17年さ くら市条 例第120 号) によ る医療費 の助成に 関する事 務であつ て規則で 定めるも の	<u>地方税法 (昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報 (以下「地方税関係情報」という。) 及び住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) 第7条第4号に規定する事項に関する情報 (以下「住民票関係情報」という。) であつて規則で定めるもの</u>
	略	略		略	略
3 市長	健康増進 法 (平成 14年法律 第103号) による健 康増進事 業以外の 健康増進 事業に関 する事務 であつて 規則で定 めるもの	<u>地方税関係情報であつて規則で定めるもの</u>	3 市長	健康増進 法 (平成 14年法律 第103号) による健 康増進事 業以外の 健康増進 事業に関 する事務 であつて 規則で定 めるもの	<u>地方税関係情報及び住民票関係情報であつて規則で定めるもの</u>
	4 市	生活に困		健康保険法 (大正11年法律	

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例 (平成 27 年さくら市条例第 36 号) (2/6)

改 正 案		現 行
長	窮する外国人に対する生活保護に準ずる生活保護に関する事務であって規則で定めるもの	
	第 70 号)、船員保険法 (昭和 14 年法律第 73 号)、私立学校教職員共済法 (昭和 28 年法律第 245 号)、国家公務員共済組合法 (昭和 33 年法律第 128 号)、国民健康保険法 (昭和 33 年法律第 192 号)、地方公務員等共済組合法 (昭和 37 年法律第 152 号) 又は高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和 57 年法律第 80 号) による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの	
	児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの	
	生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの	
	地方税関係情報であって規則で定めるもの	
	私立学校教職員共済法、厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号)、国家公務員共済組合法、国民年金法 (昭和 34 年法律第 141 号) 又は地方公	

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例 (平成 27 年さくら市条例第 36 号) (3/6)

改	正 案	現 行
	<p><u>務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>特別支援学校への就学奨励に関する法律 (昭和 29 年法律第 144 号) による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>学校保健安全法 (昭和 33 年法律第 56 号) による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>児童扶養手当法 (昭和 36 年法律第 238 号) による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和 39 年法律第 129 号) による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (昭和 39 年法律第 134 号) による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律 (昭和 60 年法律第 34 号) 附則第 97 条による福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u></p>	

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例 (平成 27 年さくら市条例第 36 号) (4/6)

改	正 案	現 行
	<p><u>母子保健法 (昭和 40 年法律第 141 号) による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 (昭和 41 年法律第 132 号) 第 18 条第 2 号の訓練手当の支給 (都道府県知事が行うものに限る。) に関する情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>地方公務員災害補償法 (昭和 42 年法律第 121 号) による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>児童手当法 (昭和 46 年法律第 73 号) による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>雇用保険法 (昭和 49 年法律第 116 号) による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定</u></p>	

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例 (平成 27 年さくら市条例第 36 号) (5/6)

改	正 案	現 行
	<p><u>配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第 30 号) による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律 (平成 16 年法律第 166 号) による特別障害給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号) による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律 (平成 23 年法律第 47 号) による職業訓練受講給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>年金生活者支援給付金の支給に関する法律 (平成 24 年法律第 102 号) による年金生活者支援給付金の支給に関する情報であって規則で定</u></p>	

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例 (平成27年さくら市条例第36号) (6/6)

改 正 案		現 行
	<p><u>めるもの</u></p> <p><u>難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成26年法律第50号) による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 (令和3年法律第38号) 第3条第3項第1号から第3号までに規定する事項であって規則で定めるもの</u></p>	

さくら市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年さくら市条例第52号）

(1/1)

改 正 案	現 行
<p>(感染症等防疫作業従事職員の特殊勤務手当)</p> <p>第5条 感染症等防疫作業従事職員の特殊勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項まで、第6項及び第7項に規定する感染症（以下「感染症」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、職員が、<u>感染症の患者若しくはその疑いのある者</u>の収容その他必要な措置又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理に従事したとき。</p> <p>(2) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病のうち流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ症、鼻疽又は市長がこれらに準ずると認めたもの（以下「家畜伝染病」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、職員が、<u>家畜伝染病の患者若しくはその疑いのある者の収容、家畜伝染病の家畜若しくはその疑いのあるものの処分その他必要な措置又は家畜伝染病の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理に従事したとき。</u></p> <p>2 略</p>	<p>(感染症等防疫作業従事職員の特殊勤務手当)</p> <p>第5条 感染症等防疫作業従事職員の特殊勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項まで、第6項及び第7項に規定する感染症（以下「感染症」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、職員が<u>感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者</u>の収容その他必要な措置又は感染症の病原体の付着若しくは付着の危険のある物件の処理に従事したとき。</p> <p>(2) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に定める家畜伝染病のうち流行性脳炎、狂犬病、炭そ、ブルセラ病、鼻そ又は市長がこれらに準ずると認めたもの（以下「家畜伝染病」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、職員が<u>患者若しくは家畜伝染病の疑いのある家畜</u>の処分その他必要な措置又は家畜伝染病菌の付着若しくは付着の危険のある物件の処理に従事したとき。</p> <p>2 略</p>

改 正 案	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 _____ _____市を中心とする考古、歴史、民俗、美術その他の資料（以下「博物館資料」という。）を収集、保管及び展示し、併せてこれら博物館資料の調査研究等を行い、もって市民文化の向上に資するため、<u>博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）の規定に基づき、</u>博物館を設置する。</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 博物館は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p>(観覧料)</p> <p>第14条 法第26条ただし書の規定により、博物館が展示する博物館資料で次の各号に掲げるものを観覧しようとする者（以下「入館者」という。）から当該各号に掲げる額の観覧料（以下「観覧料」という。）を徴収する。</p> <p>(協議会の設置)</p> <p>第17条 法第23条の規定に基づき、さくら市博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）</u>第18条の規定に基づき、市を中心とする考古、歴史、民俗、美術その他の資料（以下「博物館資料」という。）を収集、保管及び展示し、併せてこれら博物館資料の調査研究等を行い、もって市民文化の向上に資するため、_____博物館を設置する。</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 博物館は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 略</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 他の博物館と協力し、情報の交換、博物館資料の相互貸借等</u>を行うこと。</p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p>(観覧料)</p> <p>第14条 法第23条ただし書の規定により、博物館が展示する博物館資料で次の各号に掲げるものを観覧しようとする者（以下「入館者」という。）から当該各号に掲げる額の観覧料（以下「観覧料」という。）を徴収する。</p> <p>(協議会の設置)</p> <p>第17条 法第20条の規定に基づき、さくら市博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p>

さくら市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市子ども・子育て会議条例 (平成 25 年さくら市条例第 29 号)

(1/1)

改 正 案	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法 (平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。) <u>第 72 条第 1 項</u>の規定に基づき、さくら市子ども・子育て会議 (以下「子ども・子育て会議」という。) を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、<u>法第 72 条第 1 項各号</u>に掲げる事務を処理するものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 子ども・子育て会議は、委員 25 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>前各号に掲げる者のほか</u>、市長が必要と認める者</p> <p>2 委員の任期は、<u>2 年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により<u>これを定める</u>。</p> <p>2・3 略</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 子ども・子育て会議の会議 (以下「会議」という。) は、会長が招集し、議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、市長が招集する。</p> <p>2 <u>会議</u> _____ は、委員の過半数が出席しなければ _____ 開くことができない。</p> <p>3 <u>会議</u> _____ の議事は、<u>出席した委員</u>の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法 (平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。) <u>第 77 条第 1 項</u>の規定に基づき、さくら市子ども・子育て会議 (以下「子ども・子育て会議」という。) を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、<u>法第 77 条第 1 項各号</u>に掲げる事務を処理するものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 子ども・子育て会議は、委員 25 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>その他</u> _____ 市長が必要と認める者</p> <p>2 委員の任期は、<u>3 年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により<u>選任する</u> _____。</p> <p>2・3 略</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 子ども・子育て会議の会議 _____ は、会長が招集し、議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、市長が招集する。</p> <p>2 <u>子ども・子育て会議</u>は、委員の過半数が出席しなければ<u>会議</u>を開くことができない。</p> <p>3 <u>子ども・子育て会議</u>の議事は、<u>出席委員</u> _____ の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>

さくら市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市道路占用料徴収条例（平成17年さくら市条例第157号）

(1/11)

改 正 案			現 行																																																																								
<p>(占用料の減免)</p> <p>第4条 市長は、占有が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>道路占有者の申請</u>により占用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか</u>、市長が特に必要があると認めるとき。</p>			<p>(占用料の減免)</p> <p>第4条 市長は、占有が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>占有者</u>の申請により占用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>前3号に掲げる場合のほか</u>、市長が特に必要があると認めるとき。</p>																																																																								
<p>別表（第2条関係）</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p>			<p>別表（第2条関係）</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p>																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>占有物件</th> <th>単位</th> <th>占用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第32条第1項第1号に掲げる工作物</td> <td>1本につき1年</td> <td>420</td> </tr> <tr> <td>第1種電柱</td> <td rowspan="7">年</td> <td>650</td> </tr> <tr> <td>第2種電柱</td> <td>880</td> </tr> <tr> <td>第3種電柱</td> <td>380</td> </tr> <tr> <td>第1種電話柱</td> <td>610</td> </tr> <tr> <td>第2種電話柱</td> <td>830</td> </tr> <tr> <td>第3種電話柱</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>その他の柱類</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>共架電線 その他上空に設ける線類</td> <td rowspan="2">長さ1メートルにつき1年</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>地下に設ける電線 その他の線類</td> <td>370</td> </tr> <tr> <td>路上に設ける変圧器</td> <td>1個につき1年</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td>地下に設ける変圧器</td> <td>占有面積1平方メートルにつき1年</td> <td>760</td> </tr> <tr> <td>変圧塔その他これに類するもの及び</td> <td>1個につき1年</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			占有物件	単位	占用料	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	1本につき1年	420	第1種電柱	年	650	第2種電柱	880	第3種電柱	380	第1種電話柱	610	第2種電話柱	830	第3種電話柱	38	その他の柱類	4	共架電線 その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	2	地下に設ける電線 その他の線類	370	路上に設ける変圧器	1個につき1年	230	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	760	変圧塔その他これに類するもの及び	1個につき1年		<table border="1"> <thead> <tr> <th>占有物件</th> <th>単位</th> <th>占用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第32条第1項第1号に掲げる工作物</td> <td>1本につき1年</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>第1種電柱</td> <td rowspan="7">年</td> <td>540</td> </tr> <tr> <td>第2種電柱</td> <td>730</td> </tr> <tr> <td>第3種電柱</td> <td>320</td> </tr> <tr> <td>第1種電話柱</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>第2種電話柱</td> <td>690</td> </tr> <tr> <td>第3種電話柱</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>その他の柱類</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>共架電線 その他上空に設ける線類</td> <td rowspan="2">長さ1メートルにつき1年</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>地下に設ける電線 その他の線類</td> <td>310</td> </tr> <tr> <td>路上に設ける変圧器</td> <td>1個につき1年</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>地下に設ける変圧器</td> <td>占有面積1平方メートルにつき1年</td> <td>630</td> </tr> <tr> <td>変圧塔その他これに類する</td> <td>1個につき1年</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			占有物件	単位	占用料	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	1本につき1年	350	第1種電柱	年	540	第2種電柱	730	第3種電柱	320	第1種電話柱	500	第2種電話柱	690	第3種電話柱	32	その他の柱類	3	共架電線 その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	2	地下に設ける電線 その他の線類	310	路上に設ける変圧器	1個につき1年	190	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	630	変圧塔その他これに類する	1個につき1年	
占有物件	単位	占用料																																																																									
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	1本につき1年	420																																																																									
第1種電柱	年	650																																																																									
第2種電柱		880																																																																									
第3種電柱		380																																																																									
第1種電話柱		610																																																																									
第2種電話柱		830																																																																									
第3種電話柱		38																																																																									
その他の柱類		4																																																																									
共架電線 その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	2																																																																									
地下に設ける電線 その他の線類		370																																																																									
路上に設ける変圧器	1個につき1年	230																																																																									
地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	760																																																																									
変圧塔その他これに類するもの及び	1個につき1年																																																																										
占有物件	単位	占用料																																																																									
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	1本につき1年	350																																																																									
第1種電柱	年	540																																																																									
第2種電柱		730																																																																									
第3種電柱		320																																																																									
第1種電話柱		500																																																																									
第2種電話柱		690																																																																									
第3種電話柱		32																																																																									
その他の柱類		3																																																																									
共架電線 その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	2																																																																									
地下に設ける電線 その他の線類		310																																																																									
路上に設ける変圧器	1個につき1年	190																																																																									
地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	630																																																																									
変圧塔その他これに類する	1個につき1年																																																																										

さくら市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市道路占用料徴収条例（平成17年さくら市条例第157号）

(2/11)

改 正 案				現 行			
	公衆電話所				もの及び公衆電話所		
	郵便差出箱及び信書便差出箱		320		郵便差出箱及び信書便差出箱		270
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	960		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	960
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	760		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	630
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	16	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	13
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		23		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		19
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		34		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		28
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		45		外径が0.15メートル以上0.2メートル		38

さくら市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市道路占用料徴収条例（平成17年さくら市条例第157号）

(3/11)

改 正 案				現 行			
					未満のもの		
				68	の		57
					外 径 が		
					0.2 メー		
					トル以上		
					0.3 メー		
					トル未満		
					のもの		
				91	外 径 が		76
					0.3 メー		
					トル以上		
					0.4 メー		
					トル未満		
					のもの		
				160	外 径 が		130
					0.4 メー		
					トル以上		
					0.7 メー		
					トル未満		
					のもの		
				230	外 径 が		190
					0.7 メー		
					トル以上		
					1メート		
					ル未満の		
					もの		
				450	外 径 が 1		380
					メートル		
					以上のも		
					の		
法第32	自	法	地	長さ1メート			
条第1項	動	第	下	ルにつき1年			
第3号に	運	2	に				
掲げる施	行	条	設				
設	補	第	け				
	助	2	る				
	施	項	も				
	設	第	の				
				2			
					法第32条第1項第3	占用面積1平	630
					号及び第4号に掲げ	方メートル	
					る施設	につき1年	
					法第32		A×0.005
					条第1項	地	
					第5号に	下	
					掲げる施	階	
						数	
						が	
						1	

さくら市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市道路占用料徴収条例（平成17年さくら市条例第157号）

(4/11)

改 正 案				現 行							
	5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	その他のもの	8	設	び地下室	のものが2のもの	A×0.008				
						のものが3以上のもの	A×0.01				
						上空に設ける通路	480				
						地下に設ける通路	290				
						その他のもの	630				
						法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	10		
							その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	96		
						道路法施行令（昭和27年	看板（	二時的	表示面積1平方メートルにつき1月	96	
						道路	1本につき1		610		

さくら市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市道路占用料徴収条例 (平成 17 年さくら市条例第 157 号)

(5/11)

改 正 案				現 行				
	の 構 造 又 は 交 通 の 状 況 を 表 示 す る 標 示 柱 そ の 他 の 柱 類	年		政 令 第 479 号。 以下「令 と いう。) 第 7 条 第 1 号 に 掲 げ る 物 件	ア 二 チ で あ る も の を 除 く の	に 設 け る も の そ の 他 の も の		
	そ の 他 の 設 け る も の	上 空 に 設 け る も の	占用面積1平 方メートル につき1年	380	標識	1本につき1 年	960	表示面積1平 方メートル につき1年
	そ の 他 の 設 け る も の	地 下 に 設 け る も の		230	旗 ざ お	祭 礼 一 縁 且 そ の 他 の 催 し に 際 し 一 時 的 に 設 け る も	500	1本につき1 日
	そ の 他 の 設 け る も の			760			10	
法第32条第1項第4 号に掲げる施設			占用面積1平 方メートル につき1年	760				
法第32 条第1項 第5号に 掲げる施	地 下 街 及	階 数 が 1		A×0.005				

さくら市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市道路占用料徴収条例 (平成 17 年さくら市条例第 157 号)

(6/11)

改 正 案				現 行				
設	び 地 下 室	の も の			の			
					そ の 他 の も の	1本につき1 月	96	
		階 数 が 2 の も の		<u>A×0.008</u>				
		階 数 が 3 以 上 の も の		<u>A×0.01</u>	幕 （ 令 第 7 条 第 4 号 に 掲 げ る 工 事 用 施 設 で あ る も の を 除 く 。）	祭 礼 、 縁 日 、 そ の 他 の 催 し に 際 し 、 一 時 的 に 設 け る も の	その面積1平 方メートル につき1日	10
	上空に設 ける通路		480					
	地下に設 ける通路		290					
	その他の もの		760					
法第32 条第1項 第6号に 掲げる施 設	祭礼、縁 日その他 の催しに 際し、一 時的に設 けるもの	占用面積1平 方メートル につき1日	10					
	その他の もの	占用面積1平 方メートル につき1月	96		そ の 他 の	その面積1平 方メートル につき1月	96	

さくら市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市道路占用料徴収条例 (平成 17 年さくら市条例第 157 号)

(7/11)

改 正 案				現 行				
道路法施行令(昭和 27 年政令第 479 号。以下「令」という。)第 7 条第 1 号に掲げる物件	看板 (ア チ であるもの を 除 く。)	二時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	96	ア 二 チ	もの 車道を横断するもの その 他の もの	1基につき1月	960
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	960			480	
	標識		1本につき1年	610				
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、二時的に設	1本につき1日	10	令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	630	
				令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき1月	96		
				令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	A×0.019	
			上空に設けるもの		A×0.024			
			地下階数		A×0.005			

さくら市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市道路占用料徴収条例 (平成 17 年さくら市条例第 157 号)

(8/11)

改 正 案				現 行			
	けるもの				(トンネルの上の地下を除く)	が1のもの	
	その他のもの	<u>1本につき1月</u>	96			階数が2のもの	<u>A×0.008</u>
墓(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く)	祭礼、縁日その他の催しに際し、二時的に設けるもの	<u>その面積1平方メートルにつき1日</u>	10			階数が3以上のもの	<u>A×0.01</u>
						その他のもの	<u>A×0.034</u>
				令第7条第9号に掲げる施設	建築物	<u>A×0.019</u>	
					その他のもの	<u>A×0.014</u>	
				令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	<u>A×0.024</u>	
					その他のもの	<u>A×0.014</u>	
				令第7条第11号に掲げる	トンネルの上又は高架の道	<u>A×0.019</u>	
	その他のもの	<u>その面積1平方メートルにつき1月</u>	96				

さくら市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市道路占用料徴収条例（平成17年さくら市条例第157号）

(9/11)

改 正 案				現 行			
		の も の			応急仮設 建築物	路の路面 下に設け るもの	
	ア 二 チ	車 道 を 横 断 す る も の	1基につき1 月	960		上空に設 けるもの	A×0.024
		そ の 他 の も の		480		その他の もの	A×0.034
					令第7条第12号に掲 げる器具		A×0.034
備考							
1～4 略							
5 Aは、近傍類似の土地（令第7条第10号及 び第11号に掲げる施設について近傍に類似 の土地が存しない場合には、立地条件、収益 性等土地価格形成上の諸要素が類似した土 地）の時価を表すものとする。							
6・7 略							
令第7条第2号に掲 げる工作物			占用面積1平 方メートル	760			
令第7条第3号に掲 げる施設			につき1年	A×0.033			
令第7条第4号に掲 げる工事用施設及び 同条第5号に掲げる 工事用材料			占用面積1平 方メートル につき1月	96			
令第7条 第8号に 掲げる施 設	トンネル の上又は 高架の道 路の路面 下（当該 路面下の 地下を除 く。）に設 けるもの		占用面積1平 方メートル につき1年	A×0.019			
	上空に設			A×0.023			

さくら市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市道路占用料徴収条例（平成17年さくら市条例第157号）

(10/11)

改 正 案		現 行
	けるもの	
	階数が1のもの	<u>A×0.005</u>
	階数が2のもの	<u>A×0.008</u>
	階数が3以上のもの	<u>A×0.01</u>
	その他のもの	<u>A×0.033</u>
令第7条 第9号に掲げる施設	建築物	<u>A×0.019</u>
	その他のもの	<u>A×0.013</u>
令第7条 第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	<u>A×0.023</u>
	その他のもの	<u>A×0.013</u>
令第7条	トンネル	<u>A×0.019</u>

さくら市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市道路占用料徴収条例（平成17年さくら市条例第157号）

(11/11)

改 正 案			現 行
第 11 号 に掲げる 応急仮設 建築物	の上又は 高架の道 路の路面 下に設け るもの		
	上空に設 けるもの		<u>A×0.023</u>
	その他の もの		<u>A×0.033</u>
	令第7条第12号に掲 げる器具		<u>A×0.033</u>
令第7条第14号に掲 げる施設		<u>A×0.033</u>	
備考			
1～4 略			
5 <u>Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。</u>			
6・7 略			

改 正 案				現 行			
別表(第7条関係)				別表(第7条関係)			
(単位:円)				(単位:円)			
使用又は収益の種別		単位	金額	使用又は収益の種別		単位	金額
電柱、電線、変圧塔、郵便塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物	第1種電柱	1本につき1年	420	第1種電柱	1本につき1年	350	
	第2種電柱		650	第2種電柱		540	
	第3種電柱		880	第3種電柱		730	
(電柱であるものを除く。)	第1種電話柱		380	第1種電話柱		320	
	第2種電話柱		610	第2種電話柱		500	
	第3種電話柱		830	第3種電話柱		690	
街灯(電柱又は電話柱であるものを除く。)			32	街灯(電柱又は電話柱であるものを除く。)			32
その他の柱類			38	その他の柱類			32
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	4	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	3
地下に設ける電線その他の線類		年	2	地下に設ける電線その他の線類		年	2
路上に設ける変圧器		1個につき1年	370	路上に設ける変圧器		1個につき1年	310
地下に設ける変圧器		使用面積1平方メートルにつき1年	230	地下に設ける変圧器		使用面積1平方メートルにつき1年	190
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	760	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	630
郵便差出箱及び信書便差出箱			320	郵便差出箱及び信書便差出箱			270
広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	960	広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	960
その他のもの		使用面積1平方メートルにつき1年	760	その他のもの		使用面積1平方メートルにつき1年	630

さくら市公共物管理及び使用料条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市公共物管理及び使用料条例(平成17年さくら市条例第158号)

(2/4)

改 正 案				現 行					
水道管、 下水道 管、ガス 管その他 これらに 類する施 設	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	<u>16</u>	水道管、 下水道 管、ガス 管その他 これらに 類する施 設	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	<u>13</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>23</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>19</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>34</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>28</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>45</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>38</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>68</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>57</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>91</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>76</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>160</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>130</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>230</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>190</u>
	外径が1メートル以上のもの			<u>450</u>		外径が1メートル以上のもの			<u>380</u>
鉄道、軌道、歩廊、雪よけその他これらに類する施設			使用面積1平方メートルにつき1年	<u>760</u>	鉄道、軌道、歩廊、雪よけその他これらに類する施設			使用面積1平方メートルにつき1年	<u>630</u>
地下街、 地下室、 通路、浄 化槽その 他これら に類する 施設	地下街及 び地下室	階数が1のもの	ルにつき1年	A×0.005	地下街、 地下室、 通路、浄 化槽その 他これら に類する 施設	地下街及 び地下室	階数が1のもの	ルにつき1年	A×0.005
		階数が2のもの		A×0.008			階数が2のもの		A×0.008
		階数が3以上のもの		A×0.01			階数が3以上のもの		A×0.01
	上空に設ける通路	480		上空に設ける通路		480			
地下に設ける通路				290	地下に設ける通路				290
その他のもの				<u>760</u>	その他のもの				<u>630</u>

さくら市公共物管理及び使用料条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市公共物管理及び使用料条例(平成17年さくら市条例第158号)

(3/4)

改 正 案				現 行					
露店、商 品置場そ の他これ らに類す る施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		使用面積1 平方メー トルにつき1 日	10	露店、商 品置場そ の他これ らに類す る施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		使用面積1 平方メー トルにつき1 日	10
	その他のもの		使用面積1 平方メー トルにつき1 月	96		その他のもの		使用面積1 平方メー トルにつき1 月	96
看板、標 識、旗ざ お、パー キング・ メー ター、幕 及びアー チ	看板 (アーチ であるも のを除 く。)	一時的に設けるもの	表示面積1 平方メー トルにつき1 月	96	看板 (アーチ であるも のを除 く。)	一時的に設けるもの	表示面積1 平方メー トルにつき1 月	96	
		その他のもの	表示面積1 平方メー トルにつき1 年	960		その他のもの	表示面積1 平方メー トルにつき1 年	960	
	標識		1本につき1 年	610	標識		1本につき1 年	500	
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1 日	10	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1 日	10		
		その他のもの	1本につき1 月			96	その他のもの	1本につき1 月	96
幕(工事 用板囲、 足場、詰 所その他 の工事に 用する 施設を除 く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1 平方メー トルにつき1 日	10	幕(工事 用板囲、 足場、詰 所その他 の工事に 用する 施設を除 く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1 平方メー トルにつき1 日	10		
		その他のもの	その面積1 平方メー トルにつき1 月			96	その他のもの	その面積1 平方メー トルにつき1 月	96
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1 月	960	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1 月	960		
		その他のもの	480			その他のもの	480		

さくら市公共物管理及び使用料条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市公共物管理及び使用料条例(平成17年さくら市条例第158号)

(4/4)

改 正 案			現 行		
太陽光発電設備及び風力発電設備	使用面積1平方メートルにつき1年	<u>760</u>	太陽光発電設備及び風力発電設備	使用面積1平方メートルにつき1年	<u>630</u>
略			略		
略			略		

改 正 案	現 行
<p>(入居者資格)</p> <p>第 6 条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件 (老人等にあつては第 2 号から第 6 号まで、被災市街地復興特別措置法 (平成 7 年法律第 14 号) 第 21 条に規定する被災者等、東日本大震災復興特別区域法 (平成 23 年法律第 122 号) 第 19 条第 1 項第 2 号に規定する被災者等並びに福島復興再生特別措置法 (平成 24 年法律第 25 号) 第 27 条に規定する特定帰還者及び第 39 条に規定する居住制限者にあつては第 4 号及び第 5 号</p> <hr/> <p>に掲げる条件) を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に 応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。 ア・イ 略 ウ <u>ア及びイ</u></p> <hr/> <p>に掲げる場合以外の場合 158,000 円</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 前項に規定する「老人等」とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成 13 年法律第 31 号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。) 第 1 条第 2 項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、<u>アからウまでの</u>いずれかに該当するもの</p>	<p>(入居者資格)</p> <p>第 6 条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件 (老人等にあつては第 2 号から第 6 号まで、被災市街地復興特別措置法 (平成 7 年法律第 14 号) 第 21 条に規定する被災者等、東日本大震災復興特別区域法 (平成 23 年法律第 122 号) 第 19 条第 1 項第 2 号に規定する被災者等並びに福島復興再生特別措置法 (平成 24 年法律第 25 号) 第 27 条に規定する特定帰還者及び第 39 条に規定する居住制限者にあつては第 4 号に規定する被災者等、東日本大震災復興特別区域法 (平成 23 年法律第 122 号) 第 19 条第 1 項第 2 号に規定する被災者等並びに第 5 号に掲げる条件) を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に 応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。 ア・イ 略 ウ <u>アに規定する被災者等、東日本大震災復興特別区域法 (平成 23 年法律第 122 号) 第 19 条第 1 項第 2 号に規定する被災者等並びにイ</u>に掲げる場合以外の場合 158,000 円</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 前項に規定する「老人等」とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成 13 年法律第 31 号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。) 第 1 条第 2 項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、<u>ア又はイ</u>のいずれかに該当するもの</p>

さくら市営住宅管理条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市営住宅管理条例（平成17年さくら市条例第160号）

(2/3)

改 正 案	現 行
<p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の<u>一時保護、配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の婦人保護施設における保護又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</u></p>	<p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の<u>規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日</u> _____から起算して5年を経過していない者</p>
<p>イ 略</p>	<p>イ 略</p>
<p>ウ <u>配偶者からの暴力被害者の取扱い等に関する証明書の発行について（平成20年5月9日雇児福発第0509001号）の婦人相談所等による配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書が発行されている者、若しくは配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について（平成16年3月31日国住総第191号国土交通省住宅局長通知）に基づき、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携して被害者支援を行う民間支援団体において、公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書による確認がされている者</u></p>	<p>(9) 略</p>
<p>(9) 略</p>	<p>(9) 略</p>
<p>3～5 略</p>	<p>3～5 略</p>
<p>(修繕費用の負担)</p>	<p>(修繕費用の負担)</p>
<p>第22条 略</p>	<p>第22条 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 市長は、<u>第1項</u>の規定にかかわらず、借上げ市営住宅の修繕費用に関しては別に定めるものとする。</p>	<p>3 市長は、<u>前項</u>の規定にかかわらず、借上げ市営住宅の修繕費用に関しては別に定めるものとする。</p>
<p>4 略</p>	<p>4 略</p>
<p>(期間通算)</p>	<p>(期間通算)</p>
<p>第36条 市長が、<u>第7条第1項</u>の規定による申込みをした者を他の市営住宅に入居させた場合における第30条から前条までの規定の適用については、その者が公営住宅の借上げに係る契約の終了又は</p>	<p>第36条 市長が、<u>第8条第1項</u>の規定による申込みをした者を他の市営住宅に入居させた場合における第30条から前条までの規定の適用については、その者が公営住宅の借上げに係る契約の終了又は</p>

さくら市営住宅管理条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市営住宅管理条例（平成 17 年さくら市条例第 160 号）

(3/3)

改 正 案	現 行
<p>法第 44 条第 3 項の規定による公営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき公営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該市営住宅に入居している期間に通算する。</p> <p>2 略</p>	<p>法第 44 条第 3 項の規定による公営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき公営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該市営住宅に入居している期間に通算する。</p> <p>2 略</p>

さくら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 (平成 17 年さくら市条例第 170 号) (1/2)

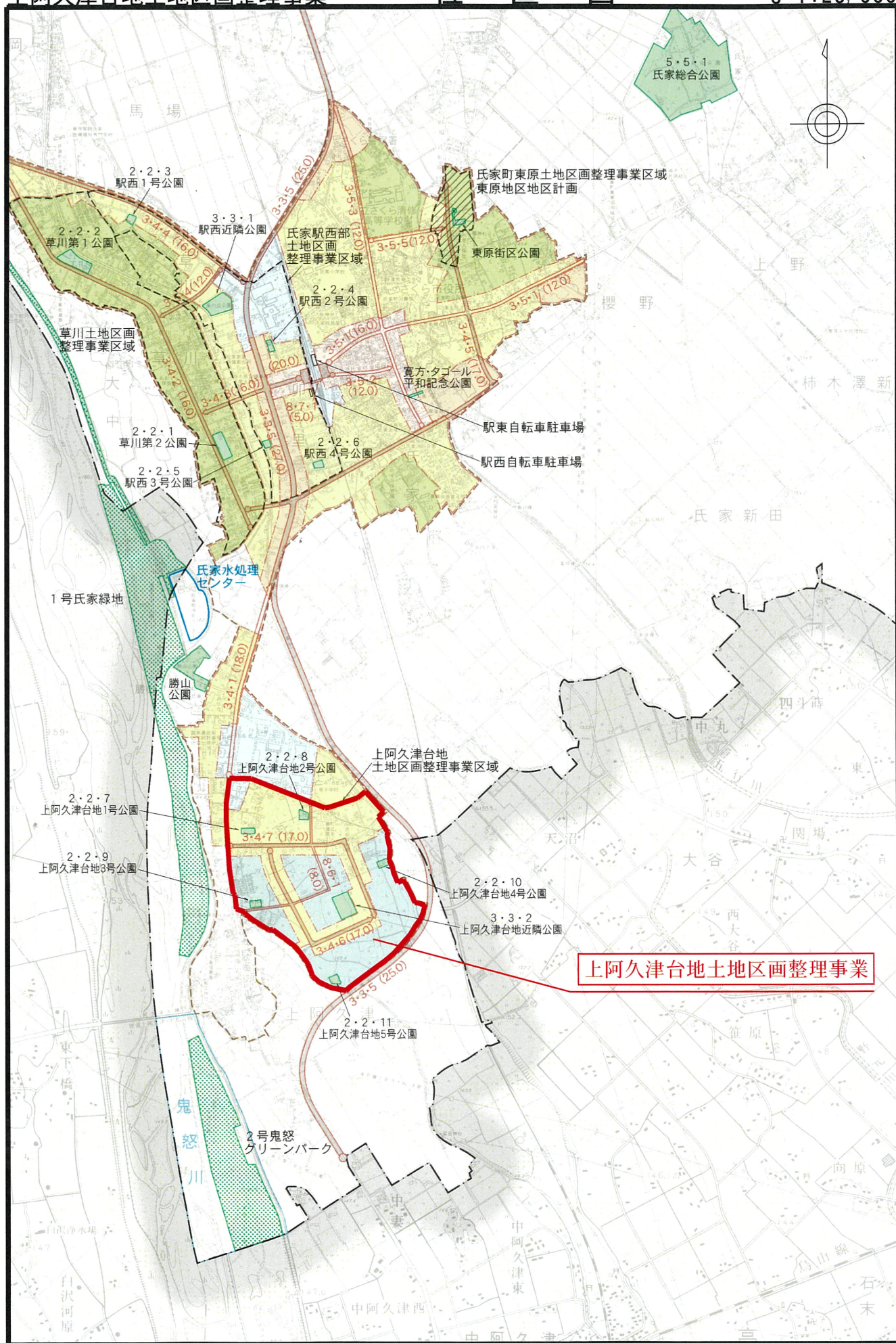
改 正 案	現 行
<p>(服務規律)</p> <p>第 8 条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、<u>災害(水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。)</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。</p>	<p>(服務規律)</p> <p>第 8 条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、<u>水火災その他の災害</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。</p>
<p>(報酬)</p> <p>第 12 条 <u>団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。</u></p> <p>2 <u>一般消防団員には、別表第 1 に定める年額報酬を支給する。</u></p> <p>3 <u>団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、別表第 2 に定める出動報酬を支給する。ただし、一の団員に支給する出動報酬の額は、災害の職務に従事する場合を除き、1 年度当たり 3 万円を限度とする。</u></p> <p>4 <u>第 2 項の年額報酬は、年度当たり 1 回も招集に応じない一般消防団員にはこれを支給しない。</u></p>	<p>(報酬)</p> <p>第 12 条 <u>次の各号に掲げる階級の一般消防団員には、当該各号に規定する報酬を支給する。</u></p> <p>(1) <u>団長 年額 200,000 円</u></p> <p>(2) <u>副団長 年額 150,000 円</u></p> <p>(3) <u>本部長 年額 120,000 円</u></p> <p>(4) <u>副本部長 年額 115,000 円</u></p> <p>(5) <u>本部次長 年額 110,000 円</u></p> <p>(6) <u>本部部員 年額 100,000 円</u></p> <p>(7) <u>分団長 年額 100,000 円</u></p> <p>(8) <u>副分団長 年額 83,000 円</u></p> <p>(9) <u>部長 年額 69,000 円</u></p> <p>(10) <u>班長 年額 51,000 円</u></p> <p>(11) <u>団員 年額 45,000 円</u></p>
<p>(費用弁償)</p> <p>第 13 条 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>前条第 3 項の場合を除き、<u>団員が公務のため旅行した場合は、さくら市職員の旅費に関する条例 (平成 20 年さくら市条例第 12 号) の規定により計算される市の職員の旅費の額に相当する額を支給する。</u></p> <p>2 <u>報酬及び費用弁償の支給方法については、さくら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 (平成 17 年さくら市条例第 44 号) の例による。</u></p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第 13 条 <u>団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、1 回当たり 2,000 円の費用の弁償を行う。ただし、一の団員に支給する費用弁償の額は、1 年度当たり 3 万円を限度とする。</u></p> <p>2 <u>団員が公務のため旅行した場合は、前項に定めるもののほか、さくら市職員の旅費に関する条例 (平成 20 年さくら市条例第 12 号) の規定により計算される市の職員の旅費の額に相当する額を支給する。</u></p>

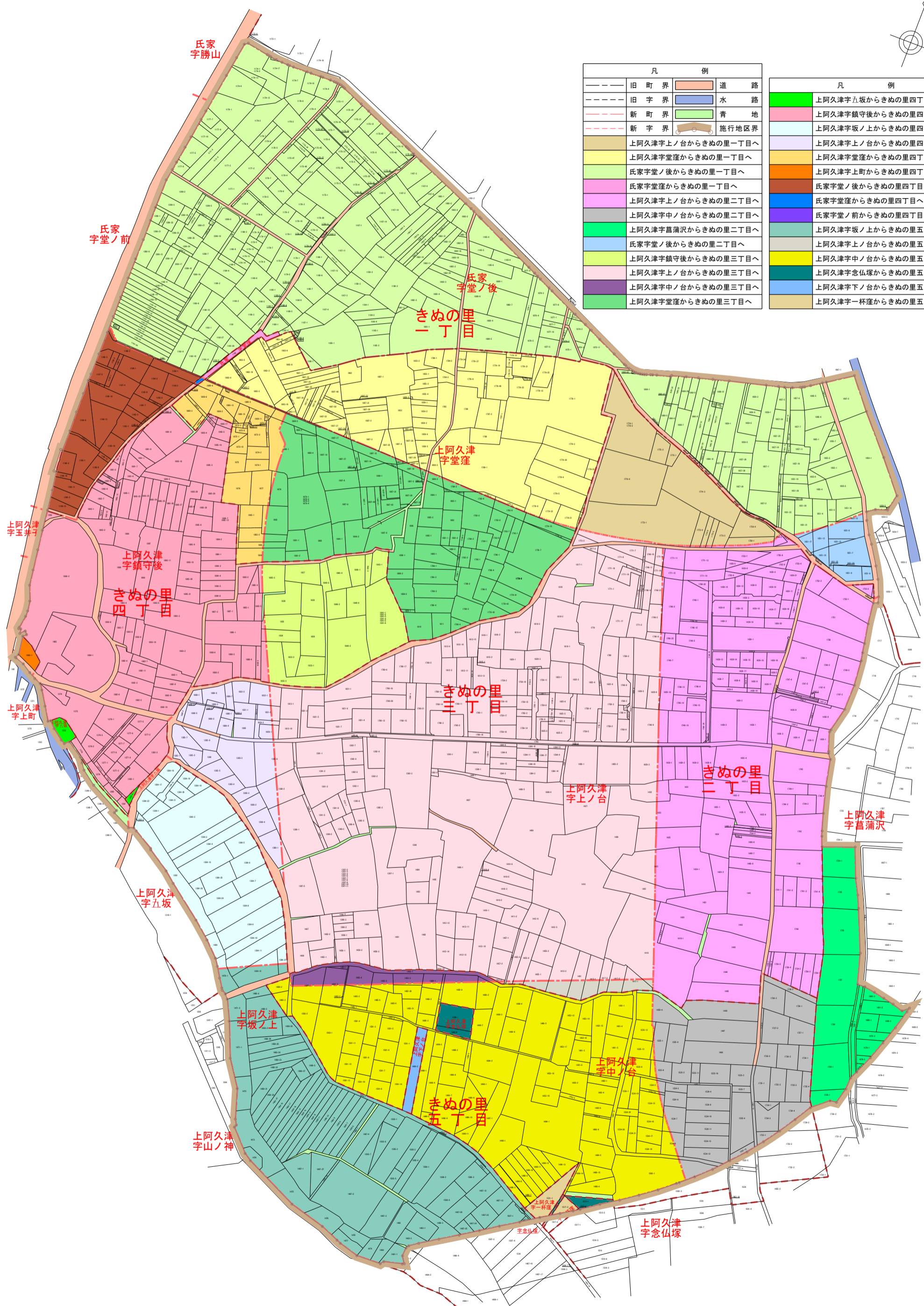
さくら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 (平成 17 年さくら市条例第 170 号) (2/2)

改 正 案		現 行	
<u>別表第 1 (第 12 条関係)</u>			
<u>階 級 等</u>	<u>報酬の額</u>		
団長	年額 200,000 円		
副団長	年額 150,000 円		
本部長	年額 120,000 円		
副本部長	年額 115,000 円		
本部次長	年額 110,000 円		
本部部員	年額 100,000 円		
分団長	年額 100,000 円		
副分団長	年額 83,000 円		
部長	年額 69,000 円		
班長	年額 51,000 円		
団員	年額 45,000 円		
<u>別表第 2 (第 12 条関係)</u>			
<u>区 分</u>	<u>支給単位</u>	<u>出動時間</u>	<u>報酬の額</u>
災害の場 合	1 日	2 時間未 満	2,000 円
		2 時間以 上 4 時間 未満	4,000 円
		4 時間以 上	8,000 円
警戒、訓 練等の場 合	1 回	一	2,000 円





凡	例
---	旧 町 界
---	旧 字 界
---	新 町 界
---	新 字 界
---	上阿久津字上ノ台からきぬの里一丁目へ
---	上阿久津字堂窪からきぬの里一丁目へ
---	氏家字堂ノ後からきぬの里一丁目へ
---	氏家字堂窪からきぬの里一丁目へ
---	上阿久津字上ノ台からきぬの里二丁目へ
---	上阿久津字中ノ台からきぬの里二丁目へ
---	氏家字堂ノ後からきぬの里二丁目へ
---	上阿久津字鎮守後からきぬの里三丁目へ
---	上阿久津字上ノ台からきぬの里三丁目へ
---	上阿久津字中ノ台からきぬの里三丁目へ
---	上阿久津字堂窪からきぬの里三丁目へ

凡	例
---	上阿久津字五坂からきぬの里四丁目へ
---	上阿久津字鎮守後からきぬの里四丁目へ
---	上阿久津字坂ノ上からきぬの里四丁目へ
---	上阿久津字上ノ台からきぬの里四丁目へ
---	上阿久津字堂窪からきぬの里四丁目へ
---	上阿久津字上町からきぬの里四丁目へ
---	氏家字堂ノ後からきぬの里四丁目へ
---	氏家字堂窪からきぬの里四丁目へ
---	氏家字堂ノ前からきぬの里四丁目へ
---	上阿久津字坂ノ上からきぬの里五丁目へ
---	上阿久津字上ノ台からきぬの里五丁目へ
---	上阿久津字中ノ台からきぬの里五丁目へ
---	上阿久津字念仏塚からきぬの里五丁目へ
---	上阿久津字下ノ台からきぬの里五丁目へ
---	上阿久津字一鉢窪からきぬの里五丁目へ

令和5年2月

さくら市市道認定調書

さくら市

令和4年度 市道路線認定

整理番号	路線名	起 点	終 点	主要な経過地
1	市道U1628号	さくら市馬場	さくら市馬場	
2	市道U1629号	さくら市氏家	さくら市氏家	
3	市道U1630号	さくら市氏家	さくら市氏家	
4	市道U1631号	さくら市氏家	さくら市氏家	
5	市道U1632号	さくら市氏家	さくら市氏家	
6	市道U1633号	さくら市氏家	さくら市氏家	
7	市道U1634号	さくら市氏家	さくら市氏家	
8	市道U1635号	さくら市氏家	さくら市氏家	
9	市道U1636号	さくら市氏家	さくら市氏家	
10	市道U1637号	さくら市氏家	さくら市氏家	
11	市道U1638号	さくら市蒲須坂	さくら市蒲須坂	

令和5年2月

さくら市市道廃止調書

さくら市

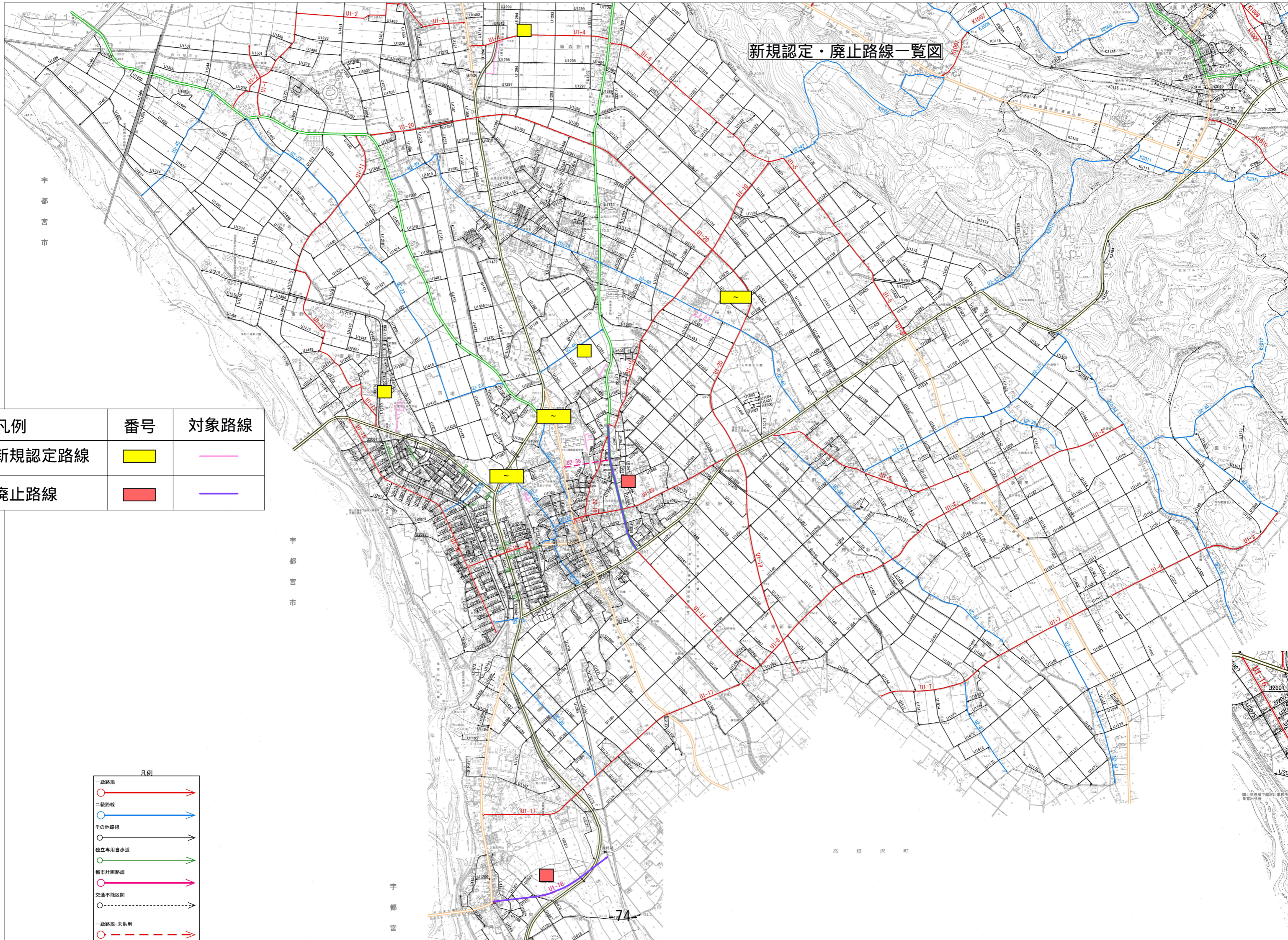
令和4年度 市道路線廃止

整理番号	路線名	起 点	終 点	主要な経過地
1	市道U1-14号	さくら市櫻野	さくら市氏家	
2	市道U1-18号	さくら市上阿久津	さくら市上阿久津	

新規認定・廃止路線一覧図

凡例	番号	対象路線
新規認定路線	黄色	—
廃止路線	赤色	—

凡例	
一般路線	→
二級路線	→
その他路線	→
独立専用自歩道	→
都市計画路線	→
交通不能区間	→
一般路線-未供用	→



高根沢町